

伊賀市部落差別解消  
(第4次同和施策) 推進計画

(中間案)

伊 賀 市

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 部落差別の基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (2) 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (3) 計画の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (4) 計画策定の背景の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (5) 部落差別解消（同和関連）施策の取組み・・・・・・・・・・ 5
- 2 計画の位置づけと他計画との関係・・・・・・・・・・ 6
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第2章 部落差別の現状

- 1 部落差別に関する市民の意識・・・・・・・・・・ 10
- 2 ヒアリングの結果から見える今の部落差別被害の現実等・・・・・・・・ 12

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  - （参考）第4次人権施策総合計画 施策の体系・・・・・・・・・・ 24

## 第4章 部落差別の解消（同和問題解決）に向けた取組みの展開

- 1 人権意識の高揚及び人権擁護体制の確立・・・・・・・・ 26
  - (1) 部落差別解消のための啓発・教育の推進・・・・・・・・ 26
  - (2) 人権擁護体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 被差別部落の住環境の改善・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
  - (1) 生活環境の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
  - (2) 市営住宅の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 3 被差別部落住民の生活の安定と自立支援・・・・・・・・ 34
  - (1) 保健・福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
  - (2) 就労と収入の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
  - (3) 教育・文化の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
  - (4) 隣保館等の活動の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

4	部落差別の現状把握と分析	47
	(1) 定期的な市民意識調査の実施	47
	(2) 被差別部落住民の生活実態の把握	47
	(3) 差別事象の把握	49
5	第4次計画期間中の指標・目標値について	50

## 第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	52
---	---------	----

# 第1章 計画の策定にあたって

# 1 計画の策定の背景と目的

## (1) 部落差別の基本認識

部落差別（同和問題）（以下「部落差別」という。）は、封建時代の身分制度の中で確立されていった差別が、現在もなお、さまざまなかたちで現れているわが国固有の人権問題であり、人間の自由と平等が完全に保障されていないという基本的人権にかかわる重大な社会問題です。

部落差別については、被差別部落（同和地区）（以下「被差別部落」という。）の存在そのものや部落差別に関する認識そのものに差別の原因があるとする考え方から、いわゆる「部落分散論」や「寝た子を起こすな意識」が長い間存在し、今でもこうした考え方を持つ人は少なくありません。これに対して、1965（昭和40）年に出された同和对策審議会答申は、「寝た子を起こすな」式の考えを否定しました。

この答申では、「同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題である」と明言するとともに、差別の原因を「同和地区の低位で劣悪な生活の状態」、「同和問題に対する無知と偏見が蔓延している状態」にあるとし、この実態的差別と心理的差別が相互に因果関係を保ち相互に作用しあって、この相関関係が差別を再生産する悪循環を繰り返しているという認識に立ち、総合的な施策を講じることが必要であると指摘しています。

その後、国は同和对策事業特別措置法（以下「同対法」という。）、地域改善対策特別措置法（以下「地对法」という。）、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地对財特法」という。）に基づき、部落差別の解消（同和問題の解決）は地区外との格差是正のための住宅や生活環境の改善と、意識変革のための同和教育、人権啓発を大きな柱として進めてきました。これらの同和对策事業は、地域住民の生活環境の改善において一定の成果を上げてきました。

こうした中で、2002（平成14）年3月に33年間続いた同和对策事業関連法は失効しましたが、部落差別は依然として解決されておらず、今なお、多くの差別事件・差別事象が発生し、脆弱な生活基盤や地区外との所得格差の問題も未だ完全に解消されていません。

また、最近では、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じており、インターネット上の差別投稿が社会問題化し、被差別部落の所在地情報の適示や被差別部落出身者の個人情報インターネット上に流布されるなど、新たな部落差別事象や人権侵害なども多発しており、その内容は悪質かつ陰湿化してきています。

これらのことを受け、2016（平成28）年12月に、部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。

■部落差別の解消の推進に関する法律（参考資料）

この法律には、次の8項目が明記されました。

1. 「部落差別が存在する」ことを初めて法律において認識したこと。
2. 「部落差別は許されないものである」ことを明記したこと。
3. 「部落差別のない社会を実現する」ことを目的として定めたこと。
4. 「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深める」ことを求めたこと。
5. 「部落差別の解消に関する施策を講ずる」ことを国及び地方公共団体の責務としたこと。
6. 「部落差別に関する相談体制の充実」を国及び地方公共団体に課したこと。
7. 「部落差別を解消するための教育及び啓発を行う」ことを国及び地方公共団体に求めたこと。
8. 「部落差別の実態に係る調査を行う」こと。

## （2）「部落差別解消（第4次同和施策）推進計画」策定の目的

被差別部落においては、進学率の格差、住環境の改善対策、不安定就労など、教育・生活基盤、被差別体験やそのことによる生活全般への影響、差別を受けることへの不安などを感じる住民がいるなど、多くの取り組むべき課題が残されており、早期に部落差別の解消（同和問題の解決）を図るための有効な施策を推進していく必要があります。よって、社会の一人ひとりが主体的に差別と向き合い、差別を解消させることができるよう、5年間の指針を示し、本市における人権確立のアジェンダとすることを目的に本計画を策定します。

## （3）「部落差別解消（第4次同和施策）推進計画」の必要性

伊賀市内をはじめ、県内、全国的にも差別落書きや差別封書の送付、差別文書のバラマキ、差別発言等の部落差別事象の発生が報告されています。

2020（令和2）年11月～12月に実施された、伊賀市の市民意識調査では、結婚や物件取引において被差別部落や出身者を忌避する意識が未だに見られるなど、取組みにより解消されてきているものの、差別意識を払しょくしきれていないのが現状です。

また、インターネット等の普及に伴い、動画サイトなどに被差別部落の所在地情報を適示する事案や、SNSや電子掲示板などにおいて深刻な部落差別投稿が行われるといった情報化の進展にともなう差別事象が起きている他、隣保館等には事象として扱えない部落差別を受けたという被害の声や、子どもが将来、差別を受けないか不安であるなどの相談が寄せら

れており、依然として差別事象が後を絶たず、とりわけインターネットに関しては悪質かつ陰湿化しています。

さらに、不当に差別を受け不利益を被ることにより、不安定就労、高齢期の収入格差などから生活困窮の状態に陥るなどまだ多くの課題が残されています。併せて、地域の少子・高齢化が進む中、高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯の増加により、生活面での不安を抱える人や世帯が増えてきています。

このように、自由と平等、基本的人権、安心・安全な生活を営む権利を保障されず依然として部落差別は深刻にして重大な社会問題であり、基本的人権の尊重の視点から、それぞれの生活課題などに対応していかなければなりません。何よりも、「部落差別は日本にしか存在しない固有の差別」であることから、他の人権問題の解決に取り組むことは当然としながらも、市の基本姿勢を明確にするために、伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例（以下「市人権条例」という。）を制定しました。

部落差別のない社会を実現するため、日本国憲法、同和对策審議会答申の精神等を基本理念とし、日本が批准した国際人権諸条約、人権教育・啓発推進法、部落差別解消推進法を踏まえ、市の責務として、部落差別の解消につながる教育・啓発の充実や差別被害や生活全般に関する相談対応、差別被害や人権侵害被害からの救済、福祉の向上、生活課題の解決を図るため、市民・地域・企業・学校・各種団体が一体となって、効果的・普遍的な施策の推進を図る必要があります。また、地方分権推進の面からも、地方自治体が主体となり、地域の状況や事業ニーズを的確に把握し、部落差別の解消（同和問題の解決）の視点に立った、施策・事業を適切に実施していくことが求められています。

2022（令和4）年度（1年延長し2023（令和5）年度）に第3次伊賀市同和施策推進計画（以下「第3次計画」という。）の期間が終了することに伴い、以上のことを踏まえ、早急に解決が必要である部落差別について、引き続き地域の実情や施策ニーズ等に基づく対策を体系的に整理し、適切に実施するため第4次伊賀市同和施策推進計画を策定するものです。

伊賀市における「第4次伊賀市同和施策推進計画」は、第3次計画期間までの揺るぎない取り組みを確認し、更なる部落差別の解消に向けた取り組みを強力に推進するために、呼称を「伊賀市部落差別解消（第4次同和施策）推進計画」（以下「第4次計画」という。）とします。

## （4）計画策定の背景の把握

### 1） 部落差別の現状把握と分析

#### ① 定期的な市民意識調査の実施

部落差別をはじめとする人権問題について、市民がどのような意識を持っているかを把握

するために、人権問題に関する伊賀市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）を2009（平成21）年11月、2015（平成27）年1月に、最新の調査は、2020（令和2）年11月から12月にかけて、伊賀市在住の20歳以上の市民2,000人を対象に実施し、それぞれ翌年に調査報告書をまとめています。

また、人権啓発・教育活動をより効果的に進めていくための啓発資料としてダイジェスト版を作成し、各地区で開催する人権問題地区別懇談会等で活用しています。

## ② 部落問題における被差別当事者の「声」を計画に反映することについて

部落差別の解消を目的とした計画の策定において、被差別当事者の実態を把握し、計画に反映させることは非常に重要なことです。

第4次計画の策定にあたり、部落差別解消推進法に基づく実態調査として、従来の生活実態調査に代えて、隣保館等相談事業充実のためのニーズ等調査および隣保館等利用者を対象とした部落差別に関する当事者への聞き取り調査を実施しました。その結果から現実にある部落差別の実態把握を行うとともに、部落差別の解消には、被差別当事者の問題ではなく、市民一人ひとりが、主体者となり解消すべき課題として捉え、同和行政はもとより、更なる人権同和教育の推進と啓発の取組みを充実させることが必要であると再認識しました。

このニーズ調査から隣保館が果たす役割は重要であり、地域福祉計画・重層的支援体制整備事業などの伊賀市におけるセーフティネットを活用し、行政組織を横断した相談事業を中心に隣保館事業を進めることが必要です。

そして、インターネット上の部落差別など今なお発生する様々な人権侵害や差別事象の対応については、関係機関や部署と連携を取りながら、地域住民との信頼やつながりなどを大切にしながら、まずは被差別者の救済を第一に行うとともに、加差別者に対しては、対話や話し合いが、啓発や差別解消への大切な手法であると捉えて、粘り強い取組みを展開していくことが必要です。

## ③ 部落差別事象の把握

第3次計画期間中、部落差別の落書きは、2018（平成30）年の報告以降は発生していないものの、2023（令和5）年1月には、部落差別郵便の送り付けなどの差別事象の報告がありました。

また、インターネットを悪用した差別書き込みが頻発し社会問題となっています。伊賀市では、2007（平成19）年度から三重県の委託を受け、名張市と協働で、パソコンやスマートフォンなどで自由に書き込みを行えるサイトを定期的に監視し、継続して差別書き込みの

把握に努めました。発見した際には管理者へ削除要請をするなど、放置することなく差別の助長、拡散の防止に努めています。また2021（令和3）年には、通報があったインターネット上の部落差別書き込みについて、事実確認の上、削除要請をしています。また、同年、伊賀市役所の窓口で、伊賀市内の土地の購入者の親族が、購入した土地が、同和地区かどうかを問い合わせる事象や、会議の席で、部落責任論につながる発言（被差別部落に住んでいる人を移住させて部落問題を解決する等の被差別者に原因があるかのような発言）が発生しています。

差別は、差別する側に解消のための出発点があるということを広く社会のマジョリティ（多数者）側が認識していくことが必要です。

### （5）部落差別解消（同和関連）施策の取組み

地域改善対策協議会においては、地対財特法の期限後の方策として「教育、就労、産業等の残された課題について、その解決のため、工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。」とし、国の同和対策審議会答申（以下「同対審答申」という。）では、「部落差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない。」と指摘されており、国は一貫して取組みを継続しています。

一方、市では、これまで同和対策事業として取り組んできた同和関連施策は、一般対策事業として実施を継続し、各施策の課題を明らかにしてきました。中でも、第3次計画期間中には、全庁的な伊賀市内のあらゆる公共施設の最適化の見直しと並行して、各地域住民の理解を得ながら地域の自主的で、持続可能な運営・維持・管理に向け、条例・要綱等の廃止や見直しを行うとともに、老朽化した施設除却等を計画的に進めました。今後は、教育及び啓発事業を部落差別解消のための重点項目と捉え、引き続き積極的に推進していくため、新たな重要業績評価指標（KPI）を設定し、目標数値を達成させるべく、具体的な取組みを実施し、定期的な評価と検証を行うこととします。

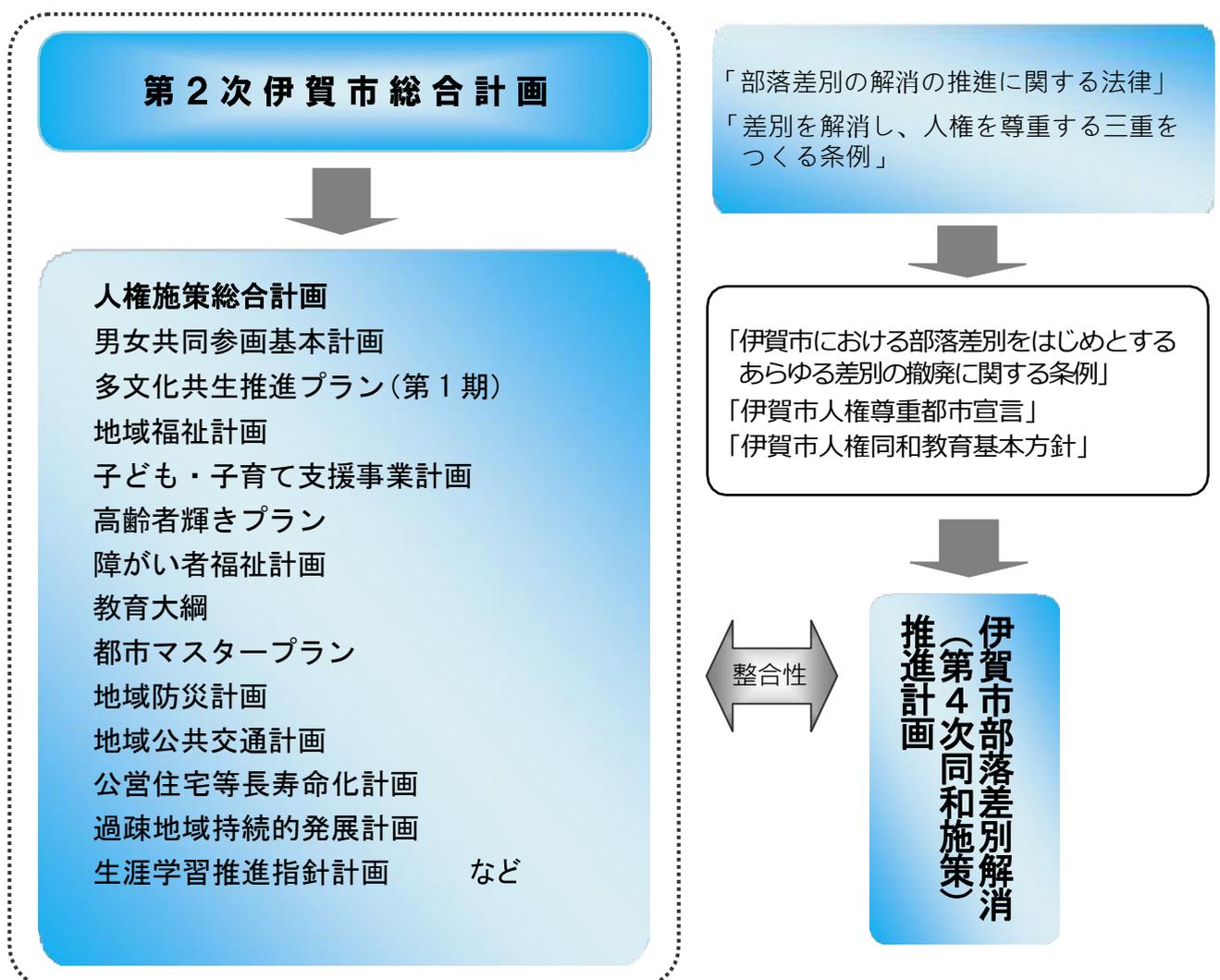
## 2 計画の位置づけと他計画との関係

この第4次計画は、伊賀市人権尊重都市宣言（以下「人権都市宣言」という。）及び市人権条例の理念を踏まえ、部落差別の解消をめざし、伊賀市における今後の部落差別をなくすための取組みについて、総合的、計画的に進めるための指針として位置づけられます。

また、行政のみならず、市民・地域・企業・団体等が、部落差別の解消をめざし、それぞれの役割や責務を自覚し、主体的に行動するための指針となるものです。

さらに、2021（令和3）年策定の第2次伊賀市総合計画を上位計画とし、分野別計画5. 教育・人権分野の5-2同和問題の解決（部落差別の解消）に関する各分野の取組みの方向性をより具体的に示すとともに、第4次伊賀市人権施策総合計画をはじめ関連する個別計画との整合性を図り、同和問題の解決（部落差別の解消）に向けてあらゆる視点から多様な生活課題に対応するため連携をとりながら進めていきます。

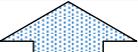
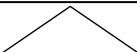
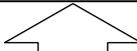
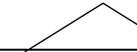
### 他計画との関係



### 3 計画の期間

この第4次計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。また、計画の見直し時において、相談事業充実のための隣保館等利用者ニーズ調査（或いは生活実態調査）及び市民意識調査を実施します。

なお、社会経済情勢や関連する制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

	伊賀市総合計画	伊賀市 人権施策総合計画	伊賀市部落差別解消 (同和施策) 推進計画
2028(令和10)年度			
2027(令和9)年度	第3次 総合計画		第4次計画
2026(令和8)年度			
2025(令和7)年度		第4次計画	
2024(令和6)年度		第3次計画	第3次計画
2023(令和5)年度			
2022(令和4)年度	第2次総合計画		第3次計画
2021(令和3)年度			
2020(令和2)年度	第2次総合計画	第3次計画	第3次計画
2019(平成31)年度			
2018(平成30)年度	第2次総合計画	第3次計画	第3次計画
2017(平成29)年度			
2016(平成28)年度			第2次計画
2015(平成27)年度			
2014(平成26)年度	第2次計画	第2次計画	第2次計画
2013(平成25)年度			
2012(平成24)年度		第1次計画	第1次計画
2011(平成23)年度			
2010(平成22)年度	第1次総合計画	第1次計画	第1次計画
2009(平成21)年度			
2008(平成20)年度	第1次総合計画	第1次計画	第1次計画
2007(平成19)年度			
2006(平成18)年度			

## 4 計画の策定体制

この第4次計画の策定にあたっては、次のような体制で取り組みました。

### ① 計画の策定組織

#### ・伊賀市同和施策審議会

学識経験者をはじめ関係機関・団体等の代表による委員で構成され、第3次計画の二次評価及び、市長からの諮問を受け、第4次計画策定のための審議・答申を行いました。（伊賀市同和施策審議会条例による。）

#### ・伊賀市同和施策推進会議

人権担当部長を会長として、各部局から選出された委員で構成され、同和問題解決のため、第3次計画の取組状況の第一次評価及び第4次計画策定に向けた検討をしました。また、庁内各部局で実施する施策の調整をしました。

#### ・本庁・隣保館長会議

本庁人権担当部局及び各隣保館長で構成され、第4次計画の策定に向けた調査や資料の収集及び検討をしました。

### ② 市民意識調査及び伊賀市隣保館等相談業務充実のためのニーズ等調査の活用

部落差別解消の推進に関する市民の意識と課題を把握するため、2020（令和2）年11月27日～12月23日に実施した人権問題に関する市民意識調査の調査結果を活用しました。

また、2021（令和3）年12月～2022（令和4）年3月に従来と同和問題解決に向けた生活実態調査に代えて実施した、隣保館利用者によるニーズ等の調査・ヒアリング調査結果を活用しました。なお、この調査は、部落差別解消推進法第4条の「相談体制の充実」の具現化に向け、隣保館等で実施している相談事業を充実させるための取組みとして行ったものです。

### ③ パブリックコメントの募集

第4次計画（中間案）について

2024（令和6）年1月17日から31日間、市民からの意見を募集しました。

## 第2章 部落差別の現状



隣保館で開催される文化祭の様子

## 1 部落差別に関する市民の意識

2020（令和2）年11月に実施しました「人権問題に関する伊賀市民意識調査」の結果から、市民の部落問題に関する現状認識の不十分さが浮き彫りになりました。「差別はある」という認識が6割にとどいておらず、また、差別はなくすることができるという将来展望も高い状況ではないことが明らかになりました。まずは、部落差別が現存することを共通理解した上で、展望のもてる取組みが求められます。

部落差別に対する認識については、部落差別はいけないと理解しつつも、自身とのつながりを見い出せていない市民が3割弱となっています。自分とのつながりを見い出せない市民が部落差別をなくす行動にうつすことは考えにくいなかで、つながりを見い出せる発信が求められます。

「被差別部落の人には、差別されるだけの理由がある」を肯定的に受け止める回答が18.2%と2割近い結果となりました。差別はマジョリティによって生産され、維持され、マイノリティに被害をもたらす問題であり、被差別当事者に差別の原因を求めることは加害性を有します。

「寝た子を起こすな」論は、未だ市民の部落問題認識に影響を与え続けています。「寝た子を起こすな」論を肯定する意識は約3割となっており、この考え方は今ある差別に何もしないという点で差別を維持させる、差別に加担する、差別を容認する考え方であり、被差別当事者に差別被害をもたらし続けます。

過去5年間で部落問題に関する差別意識や偏見を見聞きした市民は未だ多いと言える結果が示されています。「同和地区の人は、こわい」「何かあると集団でおしかけてくる」という話を見聞きした市民は5割以上におよんでいる他、「行政が同和地区の人にだけ特別な施策をするのは不公平だ」は突出して高い結果となっています。また、その受け止め方についても、こうした差別意識や偏見を肯定的に受け止める市民の存在も決して少なくないなかで、啓発や教育を緩めることなく、問題解決に有効な事業展開が求められます。

インターネット上で部落差別についての差別的表現を見た経験のある市民が3割にのぼっています。許されない問題であるとの認識は、そのうちの約2割であり、関係機関に通報した市民は1割にもおよんでいませんでした。

結婚の際に、相手が被差別部落の人であるかどうかを身元調査するかどうかについて、「当然調べる必要がある」と「どちらかという調べる必要がある」を合わせると約4人に1人という割合となっており、未だ身元調査を肯定する市民が少なくない状況が明

らかになっています。

子どもの結婚希望相手が被差別部落出身者であった場合の態度について、「まったく問題にしない」が前回と比べて5ポイント上昇し、「考えなおすように言う」が3ポイント減少している結果が示されましたが、反対の意思表示は3割となっており、結婚をめぐる部落差別意識は市民に根強く存在していることが明らかになっています。

物件の購入（賃貸）をめぐる部落差別は未だ厳しい状況であることが明らかになっています。物件が被差別部落内にある場合、3割を超える市民が「いくら条件がよくても買い（借り）たくない」と回答しており、前回調査とほとんど変化が見られませんでした。また、物件が被差別部落内でなくても小学校区内にある場合、14.8%の市民が避けると回答しており、物件をめぐる部落差別の深刻さが明らかになっています。

とりわけ、身元調査、結婚差別、土地や物件取引をめぐる部落差別は公にならないような方法によって行われてきた状況にあるなかで、今回明らかになった差別意識や偏見を抜本的に解消するための施策の展開が求められます。教育や啓発機会を充実することはもちろんのこと、差別は被害をもたらすことから、大幅な改善に至らなかった5年間の施策のあり方について総括を行い、未然防止に有効なしくみを新たに構築する必要があります。

差別は「思いやりややさしさ、こころがけ」など意識の問題ではありません。制度や慣習、観念や構造に関わる問題であり、部落問題は職業起源説で考えると、慣習と観念としての差別からスタートし、江戸時代の封建社会により身分という制度化された差別へと変化していきます。慣習と制度によって、部落差別は構造的差別となり、1871（明治4）年のいわゆる解放令が発布され、制度的差別は解消されたとしても、観念や構造の問題を解消するための施策や構造変革のための新たなしくみなどが導入されてこなかったが故に、社会構造の変化とともに、部落差別もまた形を変え、今日に至っていると言えます。部落差別の解消に有効な教育や啓発の展開とともに、部落差別・部落問題が構造的な問題としてもたらされている点を踏まえた構造を変革していくための新たな施策が求められます。

## 2 ヒアリングの結果から見える今の部落差別被害の現実等

これまで市が実施してきた被差別部落住民の生活実態調査では、調査の性質上、被差別体験に関して数字に置き換えられてきましたが、今回のヒアリングでは、法務局や市の人権相談、隣保館などに相談があがっていない深刻な部落差別被害がより鮮明に明らかになっています。また、従来の調査対象者よりも対象者数はかなり少なく設定されたため、限定された対象者であり、本来の調査のかたちに戻し、今回のヒアリングを取り入れていくことで、さらに部落差別の現実が明らかになることは容易に想像できます。部落差別に限らず、差別の現実は、実際に差別を経験したり、差別を受けたりすることに不安を抱かされている人々の体験から鮮明になります。いつ、どこで、だれから、どのような被害を受け、それに対し、どう対応したのか、差別による人生や生活への影響はどのようなものであるか、などです。差別とは「人生被害」をもたらす問題です。事例のなかで、30年前に就職差別を受けた60代の方の体験を紹介しています。この方は、就職差別さえなければ、当初働く予定だった事業所に就職し、本来あるべき私生活を含む人生を送っていたはずです。この方の侵害された権利は30年経過した今も回復されず、おそらく自ら新たな就職先を探したのであろうことが予想されます。

実際に、2022年度に市に相談があった部落差別被害の事例でも、市外の事業所で部落差別を受けたことにより、働くメンタリティを奪われ、働く権利が侵害された例がありました。結局は被害者がハローワークをはじめ、自ら就職先を探さなければならぬ状況でした。失業給付に関しても、その手続きすら被害者負担となっており、現時点においても人権侵害を救済できていないのが国や自治体等の現状です。それは、恋愛や結婚に関しても、部落差別さえなければ、本来の人生があったはず。マイクロアグレッションに関する例がいくつもあげられていますが、その被害も深刻なものです。自らのアイデンティティを傷つけられ、出自やふるさとを隠して生きることを余儀なくさせられるというのも人生被害です。事業所での研修で、他の社員からマイクロアグレッションが発せられ、自分は被差別部落出身であるが、周りにあわさなくてはならなかった20代の例があります。我慢できなくなり、相談した上司から「あなたが研修を受けないようにしようか」と問題の本質とは大きくズレた反応に、勇気を出して相談した結果、再び傷つけられるという状況となり、意欲的に勤労を続けようとする自体が困難になります。生活に必要な支払いや将来の貯蓄のために我慢しなければならないから、辞めたくても辞めることができないという被害者がこれまでの調査でも明らかになっています。

数年前、部落解放運動に取り組む方に地元の20代の方から相談があり、事業所内で

差別的な扱いを受けたというものがありました。社員でバーベキューをしようという話になった時、20代の方に年上の同僚から、被差別部落出身であるということを理由にバーベキューに誘わないといった発言を受けたということです。年上の同僚は冗談のつもりでも、差別は意図せず行われる場合が多く、結果として20代の方は深く傷つけられました。被害者は運動関係者に相談されましたが、話を聞いてもらえるだけでよい、問題が大きくなると働きづらくなる、ようやく就けた職場なので働き続けたいということで、何の解決にもならなかった事例も寄せられています。2022年に、市内の福祉施設で働く50代の方は、職員のひとりが利用者の所在地（市内被差別部落）を確認し、「あそこは、うるさいところや」といった旨の発言を目の前で聞かれていたことが隣保館への相談で明らかになっています。うつ病の発症、不眠の症状、労働をはじめとするさまざまな意欲の低下、人間不信、被害意識の強まり等々、深刻な被害が生じています。

10代ですら、未だ部落差別被害が生じていることが明らかになるなかで、部落差別の解消とともに、問題解決のスタートとなる実態の把握、相談、そして救済に関し、人権相談や隣保館において、部落差別解消推進法の第4条「相談体制の充実」及び第6条の「部落差別の実態に係る調査」を踏まえ、今後、必要不可欠な政策について提言します。

### 1. 差別被害および困りごとや悩みごと等の実態把握

市の差別を解消するための取組みの指標の一つは、市民の部落問題をはじめ、各人権課題別の問題への認識や意識が関係各課を中心とする具体的な取組みを通じて、どれほど改善されたのかということと、被差別当事者への差別被害がどれだけ減少したのか、差別被害や困りごとや悩みごとがどれだけ相談としてあがってきたのかいないのか、救済されたのは、どのような例か、などがあげられます。ただし、これだけでなく、差別は制度や慣習、観念、構造の問題であるため、市内のマイノリティにどのような不利や不平等がおよんでいるのかについて、その実態を明らかにするための取組みが求められます。

人権施策を展開する上で最も重要なスタートは、市において解決すべき部落差別の現実は何か、被差別当事者におよぶ人権課題は何かを明確にすることができなければ、何を解決するために、どのような具体策を講じていけばよいか規定されます。相談しなかった・相談できなかったのは何故か、救済されたのか否か、どのような施策があれば相談でき、救済につながったのかなどについても詳細にヒアリングを行うことで、あるべき施策が見えてきます。

よって、

- ①被差別当事者の部落差別被害などを丁寧に把握すること。（いつ、どこで、だれがだれに対し、何を、どのような方法で、どのような内容の被害を受けたのか、差別や人権侵害に対しどのように対応したのか、差別や人権侵害によりどのような被害が生じたのか生じているのか等）
- ②差別被害等により、住民や保護者、若者（以下「住民等」という。）の生活にどのような影響が生じているのか、収入や就労、子育て等に関する生活面の実態を把握すること。

## 2. 有効に機能する総合相談の展開

まず、差別や人権侵害の被害をはじめ、生活面での困りごとや悩みごとは、容易に他者に相談できる性質のものではありません。被害を受けたことを恥ずかしいと思ったり、プライベートなことなので他者に知られたり、動かれると、かえってマイナスの結果につながるのではないかと感じたりして、相談したくてもできない事例や、相談した結果、解決に至るかどうかわからないなど、さまざまな要因が相談自体を遠ざけていることが伺えます。本来は、こうしたことに関しても丁寧に実態を把握すれば、必要な施策が明らかになってきます。

よって、当事者が相談をしやすい環境等をこれまで以上に整理・整備する必要があります。

- ①人権相談を受ける職員の資質やスキルの向上に向けた取組みが必要になります。相談者が何を求めているのか、相談内容の本質は何でどのような支援やどのような専門性を有する窓口を紹介する知識などが求められます。

また、相談内容を丁寧に分析する必要があり、差別性や問題点の整理、問題が生じた背景や原因の整理、背景や原因を是正できなかった課題の整理、問題解決のゴール設定と課題解決のための施策の展開（政策提案等）は最低限、整理しなければなりません。また、重要なのは相談を受けて、解決や対応できなかった壁や課題を積み上げることが新たな政策を展開する必要があるという立法事実につながります。

- ②住民等が相談しようと思えるような日常の関係性を構築するための取組みと、積極的なアウトリーチによる差別被害や困りごとや悩みごとの収集が求められます。人権相談を担当する職員は、事務所に座っているだけで、その役割は機能しません。住民等と関係性を構築するために積極的に会話をすることや、保育園所や小中学校との連携を図ること、家庭訪問をはじめ、保護者の集まりや若者が集うような場に積極的に参加してい

くことなど、地道な関係づくりを継続していく必要があります。

③さまざまな困りごとや悩みごとに関し、実際に人権相談や隣保館において問題の解決に至った事例などを明示することが求められます。これまで隣保館はさまざまな相談を受けてきた中で、就労・教育・福祉・医療・経済面・差別被害など、それぞれの課題に対し、伴走型で対応し、解決に導いてきた事例などを積極的に公開し、住民等が人権相談や隣保館に相談するメリットを認識できる対応が求められます。

④フローチャートなどで、さまざまな困りごとや悩みごとに応じた対応例や専門性の高い窓口などについて紹介することで、住民等に自身が抱えさせられた困りごとや悩みごとは、どうすれば解決されるのか、どこに相談すればよいのかをわかりやすく伝えるように工夫することが求められます。

⑤1～4について、人権相談や隣保館職員にあわせて、被差別当事者、有識者、弁護士、研究機関などで構成される、より高度でより有効な施策が展開されるように体制を整備することが求められます。

### 3. 救済に関する施策の実現

差別や人権侵害による被害とは「心が傷つく」問題ではありません。そして、差別や人権侵害被害が発生するということは社会的な損失を生み出す深刻な問題として受け止められる必要があります。差別等により、被害者のどの権利が何によって、だれによって、どのように侵害されたのかを正確に整理することが必要になります。

前述しましたが、2022年度に市に相談があがった例で、市内の被差別部落在住の方が、勤務していた市外の事業所で社長や上司からマイクロアグレッションを受けたことにより、働くメンタリティを奪われ、離職することになりました。これは、憲法に規定されている「働く権利」の侵害が部落差別によって生じた事例です。

まず、会社側による差別が生じたにも関わらず、現在は、このような場合であっても会社都合による退職ではなく、自己都合退職の扱いになります。被害者は雇用保険に加入していたため、失業給付を受ける手続きが必要になりますが、途端に収入が途絶えてしまい、貯蓄のない被害者の場合、できるだけ早く給付を受けられるようにしなければなりません。差別や人権侵害等により、自己都合で退職することになった場合、ハローワークへ申請し受理されれば、給付が前倒しされる場合があります。そのためには、被害者の証言とともに、会社の社長や上司が、退職に至るきっかけとなった発言を認める必要があります。また、公的な機関がそれに関与していることであれば、信ぴょう性は高まるため、より申請後の審査で前倒し支給となる判断に至る可能性も高まることがあ

ります。こうした手続きは、被害者に負担がおよびます。市の人権担当や隣保館に被害者から相談があったため、ハローワークに被害者だけでなく市職員もともに出向き、県や市が関わり、本件を会社側が認めており、被害者の証言は真実であることが証明されることで、ことが順調に進んでいきました。離職票は、自己都合退職の扱いとなりましたが、特記事項について市職員がアドバイスをするなど、相談に応じたことも被害者の生活を守るための必要な取組みとなりました。

また、次の就職先を探す必要が出てきますが、被害者は次の職場でも同様の問題が起きることへの不安や心配を抱かされており、ハローワークの求人情報では安心できないという状態でした。結果としては、失業したことを知った知人が新たな職場を斡旋してくれることになりましたが、結局のところ、被害者が差別により職を奪われるかたちとなっても、新たな就職先は、自ら探さなければならないのが実情です。

差別事象が発生した場合、被害者への負担をできる限り減らすために、公的な機関である自治体が仲介に入り、加差別者と被差別者へのヒアリング等による事実関係の整理、必要な機関への接続と伴走型支援に取り組むこと、被害者が働き続けることを選択せざるを得ない場合、加差別者と被差別者が対話を通じて和解につながるよう支援することなど、救済に向けた取組みが求められます。

また、差別や人権侵害により、うつ病の発症や再発、倦怠感、食欲の低下、不眠の症状、労働意欲や生活全般の意欲の低下、それによる経済面へのダメージ、差別発生への影響による離職と再就職の困難性、集中力の低下、それによる人事評価の低下、人間不信、相談等意欲の低下、被害観念の発生、家族や他者への攻撃性の高まりと関係の亀裂や分断、それにとまなう子どもたちの生活面の不安定さの招来や子どもたちの関係性の亀裂につながる行為の発生、自治体職員や教職員に向かう攻撃性の高まりと疲弊、等々、さまざまな被害が生じていきます。このような被害者の状態に対し、ケアやカウンセリング等によるエンパワメントの実現に向けた体制整備が求められます。臨床心理士や精神福祉士等が差別問題を理解し、必要な支援に取り組むためのスキルや知識の向上も求められます。

#### 4. まとめとして

隣保館や教育集会所においては、調査を実施せずとも住民等が日々の生活のなかで抱えるさまざまな困りごとや悩みごとを丁寧に把握し、解決に導いていく取組みが展開されていなければなりません。

隣保館や教育集会所において展開される事業のスタートは「部落差別の現実」がある

からです。隣保館や教育集会所が設置され、そこに職員が配置されている意義は、差別解消であり、それが職員に課せられています。隣保館や教育集会所を管轄する本庁においても同様のことが言え、「地区市民センター」などとは全く異なる性質を有し、「社会的差別の解消」と、困りごとや悩みごとをまるごとすべて受けるという「総合相談」という命題を有する施設です。

部落差別解消推進法に続き、三重県議会で公布・施行された差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（以下県人権条例という。）において、「人権侵害行為による被害の救済」として、「第二十条 県は、市町、関係機関等と連携し、人権侵害行為による被害の救済を図るため、人権侵害行為を受けた者に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。」とし、市は県とこれまで以上に連携していくことが明記されていることから、従来以上に有効な差別や人権侵害の被害救済に取り組んでいくことが求められます。



隣保館で開催される文化祭の様子

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本目標

1996(平成8)年5月の地域改善対策協議会の意見具申では、我が国固有の人権問題である部落差別は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題との指摘があります。戦後約80年、本格的な対策が始まってからも半世紀を超え、部落差別は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、今も我が国における重要な課題と言わざるを得ません。

そのような中、依然として、結婚や就職などにおける差別意識が根深く存在し、近年では悪質な差別事象や差別落書き、インターネットを悪用した差別の書込みや差別情報の流布など、社会の変化による人権問題も増大しています。

また、差別の背景及び影響を受けて不安定な就労をせざるを得なかった当時の多くの青年層が、生活の安定を確保することなく高齢化し、老後の展望が見えにくくなっている現状があります。

部落差別は、市民に根差す「心理面での加差別の現実」、それが実態として現れる「実態面での加差別の現実」、それが社会問題として公になった際の「差別事象」、これだけでなく、被差別の側が被る差別被害や生活や暮らし、就労や教育、福祉などに影響を与える部落差別の「実態面での被差別の現実」があります。さらには、差別を受けることへの不安、差別被害を経験したことによる絶望や諦め、それによる人間不信などの「心理面での被差別の現実」など、さまざまな領域で起きている問題です。

伊賀市では、市人権条例を制定するとともに、人権都市宣言を行っています。部落差別は日本固有の人権問題であり、憲法が保障する「基本的人権」を侵害する深刻かつ重大な問題であることを市民一人ひとりが理解するとともに、決して他人事ではなく、自分の課題として、解決に向けて努力する必要があります。

そのため「同和問題の解決は、国の責務であり、同時に国民的課題であり、部落差別が現存する限り、同和行政は積極的に推進されなければならない」とした同対審答申の精神を基本理念とし、部落差別解消推進法において「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」との認識が示されたことを踏まえ、部落差別の解消は、行政、市民、地域、企業など全ての社会要素が協働により実現させるべきものとの考えを共有し、互いが部落差別解消の主体者であると自認することを広めます。そうすることで、すべての人の多様性が尊重され、被差別部落住民の基本的人権が保障された差別のない明るく住みよい共生社会の実現をめざします。

また、第4次計画は、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」によ

り、「だれ一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現」することを掲げた、人権確立のアジェンダの観点から、実践的な取組みを体系的に示したものとします。

～ 基本目標 ～

部落差別を解消し

明るく住みよい共生社会の実現

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(国際連合広報センターよりダウンロード)

## 2 基本方針

部落差別の解消に向けて、同和行政を進めるにあたっての基本方針として、次の3点をかかげます。

① 被差別部落住民の自立を支援するための相談体制の充実、被害者救済策の構築

総合相談事業を積極的に展開し、教育・就労・福祉・生活等のあらゆる分野にかかわる各種支援等に取り組むと同時に、差別被害や被害への不安によって自己実現を阻まれている被差別部落住民一人ひとりをエンパワーメントします。

今回のヒアリング調査の結果では、被差別部落住民が生活のさまざまな場面で部落差別の被害を受けている状況にあるなか、隣保館職員に相談が出来ていないという課題が明らかになりました。住民が相談しやすい環境・関係をつくるために、従来以上に相談体制を強化する必要があるため、相談員の専門性の向上、アウトリーチの積極的な展開に取り組みます。

また、部落差別を受けた住民の侵害された権利などが回復されず、いわゆる「泣き寝入り」となっている事例が存在することから、被害者救済につながる施策を展開し、その事例を蓄積・共有することで、今後起こる様々な事象への対応力を高め、得られたノウハウにより被害者救済策の構築をめざします。

② 市民の差別意識を払拭し、市民の人権尊重の意識を高め、差別をなくす行動につなぐ

結婚や物件取引に関する差別意識、差別落書きや差別封書の送付・ばらまき、ますます悪化するインターネット上の差別投稿など、後を絶たない差別の現状を打開するために、市民の差別意識を払拭するとともに、人権を尊重し、差別を許さない人権意識の高揚を図ります。これまで以上に部落差別の解消に効果的な施策を展開し、市民の隅々まで届くよう行政・教育・企業・各種団体等、全市あげて取組みを強化します。

③ 部落差別にかかわる現状及び取組みの効果を定期的に把握し、事業実施計画に反映させる

部落問題にかかわる施策を効果的に進めるため、定期的な進行管理を行い、事業実施計画に反映させていきます。第4次計画においても、長期的な視点に立ち、施策の効果的な実施についての検証を行い、関係機関や関係団体等との協議のもとに取組みに反映させます。

### 3 施策の体系

部落差別を解消し、明るく住みよい共生社会を実現するため、施策の体系を次のように定めます。

<基本目標>

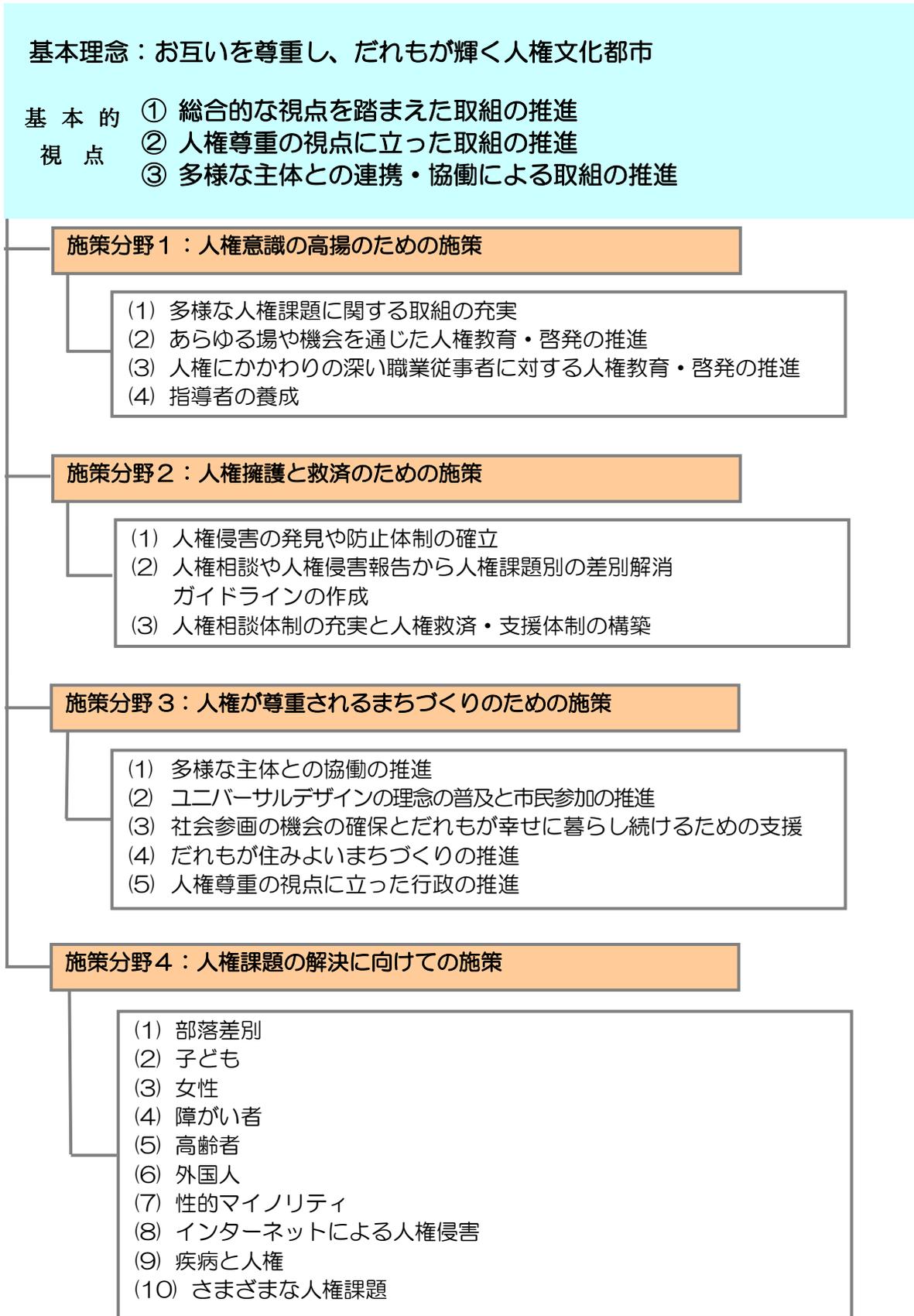
部落差別を解消し、明るく住みよい共生社会の実現

#### 本計画と第4次人権施策総合計画の施策体系の関連対応表

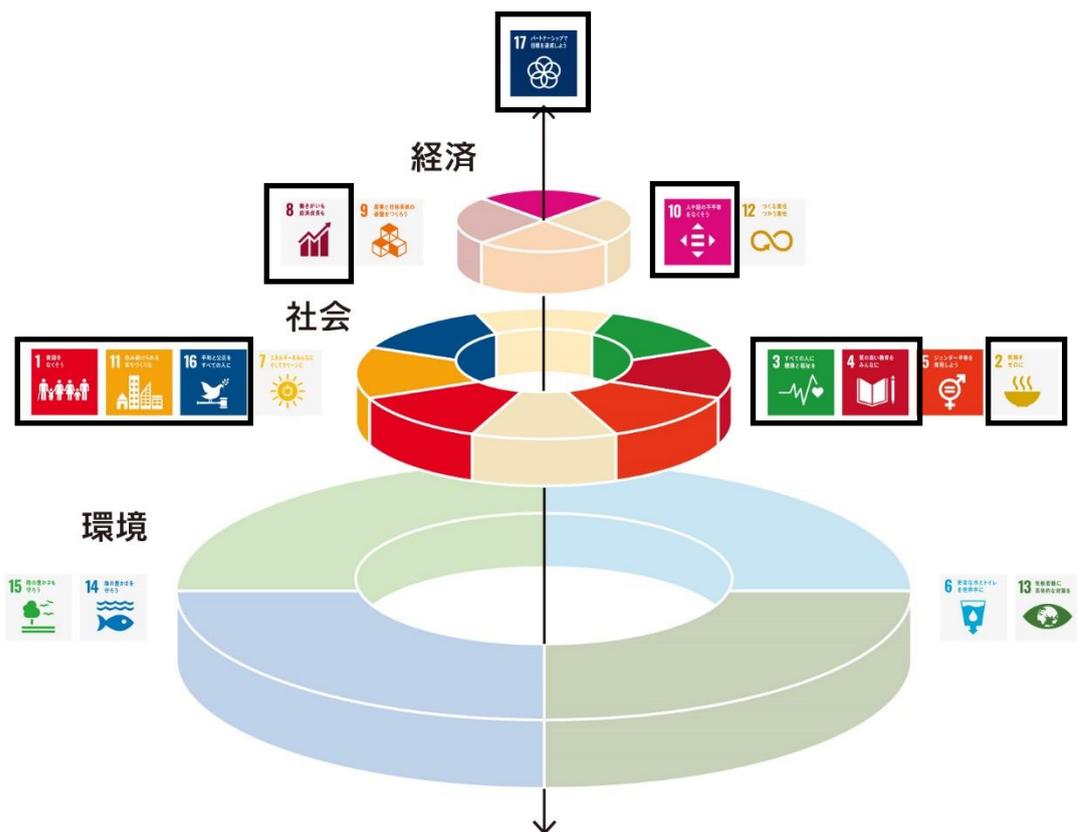
施策分野	基本施策	課題解決に向けた取組方針/事業名	人権施策総合計画における事業分類		
1 人権意識の高揚及び人権擁護体制の確立	(1)部落差別解消のための啓発・教育の推進	① 部落差別の解消につながる行動の喚起と効果的な施策の展開に向けた検討取組み	1-(1)、1-(2)、3-(1)、4-(1)		
		② 就学前児童・学校教育における部落差別解消のための啓発・教育の推進	1-(2)、3-(1)、4-(1)		
		③ 企業や地域、各種団体における部落差別解消のための啓発・教育の推進	1-(2)、3-(1)、4-(1)		
		④ 市民の参画			
		⑤ 人権啓発・教育の推進を担う人材の育成	1-(3)、1-(4)、3-(1)、4-(1)		
		⑥ 市職員に対する部落差別解消のための啓発・教育の推進	1-(3)、1-(4)、3-(1)、4-(1)		
		⑦ 関係機関・団体等との連携と支援	1-(3)、1-(4)、3-(1)		
	(2)人権擁護体制の確立	① 差別事象の早期発見・未然防止	2-(1)、4-(1)		
		② 人権相談・救済・保護支援体制の確立	2-(3)、4-(1)		
		③ 相談を通じた人権侵害等の実態把握と人権施策の効果的な推進	2-(3)、4-(1)		
		④ 戸籍謄本等の不正取得の防止	2-(1)		
		2 部落被差別の住環境の改善	(1)生活環境の改善	① 施設等の整備	3-(5)
			(2) 公営住宅等の改善・整備	① 市営住宅の整備	3-(4)、4-(1)
				3 民の生活の安定と自立支援	① 保健・福祉の充実 1) 子育て支援の充実
② ひとり親家庭の自立支援	3-(1)				
③ 地域での子育て支援の推進	2-(1)、3-(1)				
④ 人権保育の推進	1-(1)、1-(2)、3-(1)、4-(2)				

3 被差別部落住民の生活の安定と自立支援	(1) 保健・福祉の充実	2) 高齢者施策の充実	① 介護予防と生きがいづくりの推進	4-(5)
			② 介護保険サービス等の利用促進	4-(1)、4-(5)
			③ 総合相談体制の確立	2-(1)、4-(1)
			④ 地域福祉の推進	1-(2)、3-(1)
			⑤ 権利擁護の推進	2-(3)
		3) 障がい者施策の充実	① 地域における生活自立支援の推進	4-(1)、4-(4)
			② 生活環境の整備	4-(4)
			③ 総合相談体制の確立〔62頁再掲〕	2-(1)、4-(1)
			④ 地域福祉の推進〔62頁再掲〕	1-(2)、3-(1)
			⑤ 権利擁護の推進	2-(3)
	(2) 就労と収入の安定	① 部落差別を解消する社会の実現	1-(2)、2-(2)、3-(1)	
		② 就労支援	3-(3)、4-(1)	
		③ 相談体制の確立	4-(1)	
		④ 低所得者福祉の充実	4-(1)	
	(3) 教育・文化の向上	① 就学前教育の推進	1-(1)、1-(2)	
		② 人権・部落問題学習の推進	1-(1)、1-(2)、4-(1)	
		③ 基礎学力の向上	1-(3)	
		④ 進路選択の支援	4-(1)	
		⑤ 生涯学習	4-(1)	
	(4) 隣保館等活動の活性化	① 隣保館	1-(2)、4-(1)	
② 児童館		4-(1)		
③ 教育集会所		3-(1)		
④ 住民の自主活動への支援		4-(1)		
⑤ 隣保館等の相談機能の強化		2-(3)、4-(1)		
4 の現状把握と差別分析	(1) 定期的な市民意識調査の実施			1-(1)
	(2) 被差別部落住民の生活実態の把握			4-(1)
	(3) 差別事象の把握			2-(3)、4-(1)

【参考資料】 第4次人権施策総合計画 施策の体系

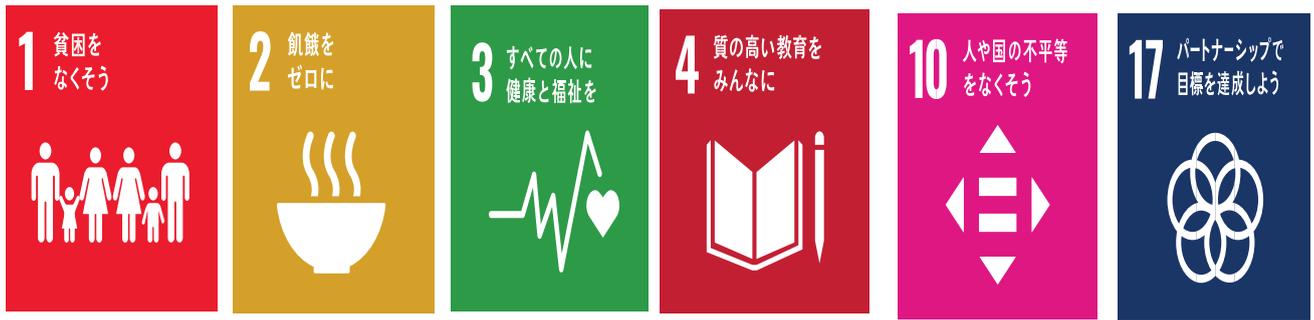


## 第4章 部落差別の解消（同和問題解決）に向けた取組みの展開



(ストックホルム レジリエンスセンターホームページ、一部改)

## 【SDGsのゴール（目標）】



## 1 人権意識の高揚及び人権擁護体制の確立

## (1) 部落差別解消のための啓発・教育の推進

## 【課 題】

ここまで紹介してきたように、市民に根差す部落差別意識、市内で発生する部落差別事象、インターネット上の市に関する部落差別投稿、隣保館等の相談体制充実のための利用者ニーズ調査のヒアリングにより明らかになった深刻な部落差別の実態など、伊賀市内において部落差別は未だ厳しい状況にあります。

部落差別解消のための啓発については、講演会や研修会などの事業では形骸化がみられ、事業の参加者の固定化傾向が改善されつつあるが、今なお課題があります。新しい事業内容の構築や既存事業の見直しにより、講演会などに参加していない層への働きかけの工夫が課題となっています。

行政職員や教職員は、部落差別解消の責務を有する地方公共団体の職員であり、地域のリーダーとして課題の解決に取り組まなければなりません。企業や団体などには、部落差別の正しい理解と認識を深めるための啓発や教育に取り組み、次世代に差別を残さない人材を養成する必要があります。

各地域の同和教育研究活動では、それぞれの取組みの中での成果と課題を検証し、より効果的に同和教育を進めていくことが必要であり、そのためにもここで紹介してきた深刻な部落差別が早期に解決されるよう、行政、地域、学校、市民が一体となって部落差別の解消（同和問題の解決）に取り組むことが求められ、一層の連携が求められています。

部落差別解消推進法が施行されたことにより、部落差別解消のための重要性が増しています。インターネット上で、部落差別を助長したり、扇動したりする行為につながる投稿が増加し、市内の被差別部落の所在地情報が晒される事案が増えている他、現代的差別主義とも言われる「現在では部落差別は存在しないにも関わらず、差別が

あると主張し、不当に利益を得ようとする個人や団体が出てきている」、「今ではこの社会の多数派が差別を受けている」といった主張が強まるなど、部落差別に対する従来とは異なる誤った認識が広がることに対して、積極的で有効な啓発や教育の展開がますます必要です。

### 【今後の取組み】

#### ① 部落差別の解消につながる行動喚起と効果的な施策の実施と進行管理（全庁）

市では、部落差別を解消するための学習や交流の機会を従来以上に充実します。学習会等の実施にあたっては、部落差別を自分自身の問題として捉え、差別をしない・支えない・なくす行動につながる事業内容となるよう工夫し、多くの市民や企業、事業所などが積極的に差別解消に取り組める仕組みを構築します。

また日々の生活の中で人権を尊重し実践していく「人権文化」に近づけるよう、市人権条例をはじめ、部落差別解消推進法、県人権条例等、人権に関する条約、法律、条例及び宣言等について、市民へ周知し理解を深めることに努めます。

なお、市は隣保館、関係団体、有識者等との連携を密にし、施策の実施状況について市同和施策審議会へ報告を行い、部落差別解消をめざし市の関係諸機関と連携して施策を推進します。

#### ② 就学前・学校教育における部落差別解消のための啓発・教育の推進（保育幼稚園課、学校教育課、生涯学習課）

市は、子ども一人ひとりが部落差別のない社会づくりに対する正しい理解と認識を深められるよう、人権が尊重される、発達段階を踏まえた学習機会を提供します。

また、教職員や保育所（園）関係職員は、部落差別に対する正しい認識を深め、部落差別を撤廃するために問題解決に有効な質の高い部落差別解消のための啓発・教育や保育に取り組みます。

さらに、関係職員は保護者や地域住民の人権意識を高めるため、学校での学習機会を設け、部落差別意識の払しょくに取り組みます。

#### ③ 企業や地域、各種団体における部落差別解消のための啓発・教育の推進（商工労働課、住民自治推進課、人権政策課、生涯学習課）

企業・事業所は、人権が尊重される職場づくりを基礎に人権デュー・ディリジェンス（人権に対する企業の適切で継続的な取組）を通して、人権を尊重する社会づくりに貢献するよう努めます。

また、市は伊賀市人権学習企業連絡会や企業訪問を通じ、企業、事業所による人権

研修会の開催等の人権啓発に向けた活動を支援します。

住民自治協議会をはじめとする、地域や団体は、部落差別のない社会づくりをめざし、人権啓発の取組みに努めます。

④ 市民の参画

市民は、地域で開催される人権に関する講座や地区懇談会などに使命感を持って参画するよう努めます。また、部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消する主体者としての自覚を持ち、身の回りの人権課題や、差別被害者の存在に関心を向けることに加え、差別をしない、差別をさせない立場に立って人権が尊重される社会づくりに努めます。

⑤ 人権啓発・教育の推進を担う人材の育成（人権政策課、同和課、生涯学習課）

市は、地域や職場のリーダーとなる人材の育成を図るため、人権意識や実践力を高める指導者養成講座などの研修機会を提供します。また、地域や職場での学習会が円滑に行えるよう出前講座などの支援に引き続き取り組みます。

⑥ 市職員に対する部落差別解消のための啓発・教育の推進（人事課、人権政策課、同和課）

市は、部落差別について、すべての市職員が理解・認識を深めることができるよう、会計年度任用職員を含めた全職員を対象とした研修を実施します。

また、各所属を単位とした自主的な職場研修をさらに充実させるため、職場の推進委員を対象とした研修を実施するとともに、居住地で開催される研修機会への自発的な参加を促します。

特に新規採用職員や新たに市の業務に携わる職員に対して、人権尊重の視点での行政が行えるよう、人権研修の充実を図ります。

さらに、職場や地域での部落差別を解消するための啓発・教育の中心的な役割を担う人材の育成を図るため、三重県人権大学講座をはじめ、関係機関等が主催する各種講座等に市職員を派遣します。

⑦ 関係機関・団体等との連携と支援（人権政策課、同和課、生涯学習課）

市では、部落差別の解消に向けた施策を推進するため、引き続き人権擁護委員協議会や部落解放関係団体、その他の人権教育・啓発団体との連携を図り、有識者等からも意見聴取などを行います。

また、隣保館・教育集会所等を拠点とする地域活動等の育成・支援を図ります。

さらに、同和教育研究団体に対し、連携を強化します。

## (2) 人権擁護体制の確立

### 【課題】

隣保館等のニーズ調査の結果から、隣保館等が担う総合的な相談窓口としての住民における認知度の低さが明らかになっています。従って隣保館職員は、地域とのつながりや信頼を深めるとともに、生活における困りごとや、行政サービス、各種手続きなどの困りごとの相談を受け止める力を磨くことはもちろん、部落差別や人権侵害に関する相談については、被差別者の救済や擁護、加差別者に対する対話などの高度な相談スキルを有する職員を育成し、人権擁護体制の基盤を確立させることが急務です。

### 【今後の取組み】

#### ① 差別事象の早期発見・未然防止（人権政策課、各支所）

市では差別を根絶するため、差別落書きなどの早期発見と未然防止を図るため、行政と市民が一体となったパトロールを継続して行い、また、企業訪問の取組みを通じて差別落書き通報マニュアルの周知を進めており、引き続き通報体制の拡大・拡充を図ります。

市は、インターネット上での差別的な書き込み等に対して、県や名張市と連携してモニタリング体制を継続し、実態把握に努めるとともに、プロバイダやサービスの管理者などへの削除要請や通報を引き続き行います。なお、悪質な書き込みや緊急に対応を要するものについては、法務局や県、警察等と連携し、削除に結びつける取組みを継続して行います。

差別事象の未然防止のためのシステム構築や推進体制の整備に関し、法整備が十分ではないものについては国・県に強く要望していきます。

さらに、県人権条例を活用し、市民に向けて条例で差別が禁止されていることや状況により斡旋や勧告等の対象になることなどの周知徹底に取り組みます。

#### ② 人権相談・救済・保護支援体制の確立（人権政策課、同和課）

部落差別解消推進法では、隣保館の相談業務の充実が明記され、高齢者福祉や子育てに関する相談においては充実してきている反面、部落差別をはじめとするあらゆる差別の相談を受け止める能力が低いことが市の隣保館ニーズ調査から明らかになりました。市ではこの結果を隣保館が抱える課題として深く受け止め、相談機能のあり方を再検討し、相談しやすい環境を実現するため、それぞれの地域の実情に応じた相談窓口の設置を目標に取り組みます。また、相談を担う職員のスキルアップのための研修機会を増強し、人権に関する知的理解を深め、人権感覚の涵養を図ります。また、

相談内容に応じて人権擁護委員による人権相談を活用したり、専門機関へつなげたりすることにより、問題の早期解決をめざします。

③ 相談を通じた人権侵害等の実態把握と人権施策の効果的な推進（人権政策課、同和課）

市は、人権相談の場や関係機関との連携により把握した人権侵害の実態をもとに、その対応及び解決策を引き続き協議・検討し、今後の人権相談に生かします。また、部落差別に関する相談事例を積み上げていく中で、差別解消のガイドラインの策定に着手していきます。相談事例からガイドラインに結びつける例としては、結婚の際に住んでいる地域を理由に、結婚が破談になった相談事例から、「身元調査は、いかなる理由があろうとも、絶対にしてはいけない」との意識を社会通念として定着させることがあげられます。

さらに、人権侵害を防ぐための取組みを展開する上での課題を明らかにし、今後策定される差別解消のガイドラインも活用しながら、加差別側に対しての啓発に重点を置き、部落差別を解消する取組みを効果的に推進します。

④ 戸籍謄本等の不正取得の防止（住民課）

市は、「本人通知制度」の普及により、戸籍謄本等の不正請求及び不正取得の防止に努めます。そのため、制度の目的や利用について、わかりやすい方法で周知し、本人通知制度（事前登録型）の普及に努めます。

また、弁護士・司法書士・行政書士など8士業に対し制度の趣旨や目的について周知します。さらに、国や県に対しては、戸籍法の改正等法整備について継続して要望します。

本人通知制度に登録しましょう

部落差別をはじめ、あらゆる差別は、差別される側に問題があるのではなく、差別する側の問題です。したがって、部落差別解消の実現は、差別をする側の人々が行動を改めることが必要です。現在でもひそかに行われる身元調査は、部落差別そのものであり、絶対に許されない行為であるにもかかわらず、差別をする人がいる限り、身元調査が無くなることはありません。本人通知制度は、身元調査によって個人情報不正に取得される被害から、自分自身を守るために生まれた制度です。市では、市民に対し、身元調査をしないための啓発を行うのと同時に、本人通知制度への登録を促進しています。みなさんが本人通知制度に登録することは、部落差別を根絶するための意思表示でもあるのです。

### 隣保館活動の再評価と活性化

隣保館は、部落差別解消に向けた相談活動の拠点として、大きな役割を果たしてきました。隣保館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設です。国が定める「隣保館設置運営要綱」では、隣保館が行う基本事業として、「地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う事業。なお、相談に当たっては、地域住民に利便を考慮して、機動的な相談体制を確立し、また、相談の結果、必要があるときは、関係行政機関、社会福祉施設等に連絡、紹介を行うほか、その他適切な支援を行うよう努めること。」と規定されています。

隣保館が拠点となって取り組んできた相談活動は、日本初の「ワンストップの総合相談」であり、2015(平成27)年4月から始まった、国の生活困窮者支援事業は隣保館活動をモデルにしたものです。相談者をたらい回しにせず、困りごとを丸ごと受け止め、寄り添いながら支援する仕組みが注目され、再評価されてきています。



地域で開催されるイベントの様子

## 【SDGsのゴール（目標）】



## 2 被差別部落の住環境の改善

### (1) 生活環境の改善

#### 【課題】

地域内の老朽化した施設は、利用状況に応じ廃止や統廃合を検討する時期となっています。このことから、利用者の年齢層や地域性も考慮しながら、地域住民との話し合いを重ね、公共施設政策への取組みに対する理解を得る必要があります。

また、利用頻度の高い施設については、利用者の利便性から計画的な改修が求められますが、利用者の高齢化や人口減少に対応した施設機能の複合化のほか、利用者の拡大に向けた検討が必要です。

#### 【今後の取組み】

##### ①施設等の整備（道路河川課、下水道課、資産経営課、同和課）

同和対策事業残地や施設解体後の跡地となっている市有地については、実情把握を行い、地域住民と話し合い、今後公売等を検討します。

隣保館を中心とした施設機能の複合化や利便の向上をめざして、利用者や地域住民との話し合いを行い、施設整備を実施します。

### (2) 市営住宅の改善

#### 【課題】

住宅・住環境の整備について

2021年度末現在の市営住宅は、公営住宅232棟880戸、改良住宅82棟700戸の計314棟1,580戸ですが、そのうち、同和対策事業で建設されたものは、公営住宅49棟191戸、改良住宅82棟700戸、計131棟891戸となっています。同

和地区の公営・改良住宅は、全般的に老朽化が進んでおり、建物を継続的に維持していくための計画的な修繕を行う必要があります。また高齢化による単身入居者が多くなっており、安否確認や福祉的支援等の取組みも喫緊の課題となっています。

住宅種別では、公営住宅のうち、簡易耐火構造平屋建て30棟136戸は、耐用年限30年を既に経過している状況で、住宅の安全上好ましくない状況です。特に、簡易平屋建ての公営住宅は、ブロック造で建設から50年以上経過しており、老朽化が著しい上、住宅設備についても現在の生活様式には合わず入居者には住みにくい状況となっているため、当面維持管理を行いながらも他の市営住宅への速やかな住替え等が必要となっています。また、簡易耐火構造2階建て19棟55戸は、3棟が耐用年限45年を経過していますが、今後10年後には約9割の棟が耐用年限に達することになります。

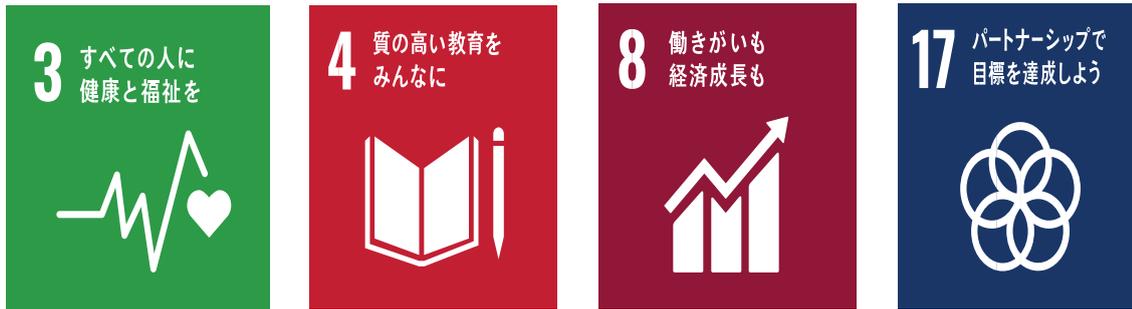
一方、改良住宅のうち簡易耐火構造2階建て55棟74戸は、約7割の棟が耐用年限に達しており、公営住宅と同様の課題があります。木造平屋建て3棟6戸は、比較的新しい住棟で、適切な維持管理が必要です。また、4階建て中層耐火構造24棟620戸は、耐用年限70年の半分以上が経過している状況ですが、構造上の問題として、エレベータ等が無く、バリアフリー化がなされておらず、高齢者や障がいのある人の日常生活に支障をきたしていますので、その状況に応じた、下階への住替えや各住棟・住戸環境の構造、設備をあわせた改善が必要となっています。

### 【今後の取組み】

#### ①市営住宅の整備（住宅課）

「伊賀市公営住宅等長寿命化計画」では、市営住宅の「用途廃止」、「建替」、「改善」、「維持管理」の活用方針を定めておりますが、各団地の住棟に対応した事業展開を図っていきます。

## 【SDGsのゴール（目標）】



## 3 被差別部落住民の生活の安定と自立支援

## (1) 保健・福祉の充実

保健・福祉の充実のために次の項目については、直接の課題担当課と、各地域の隣保館、児童館或いは教育集会所等各施設が、これまで以上に連携し、隣保館等の相談事業、アウトリーチを含めた見守り支援事業や、生活上の悩み事相談などを的確に、迅速に、担当課につなげて住民の自立支援をめざします。

また隣保館は、第2種社会福祉施設でもあり、相談等を通して見えてきた地域課題やニーズについて、支援につながる教室・講座の開催や各館独自の隣保事業としてのスクラップ&ビルドを検討します。

## 1) 子育て支援の充実

## 【課題】

被差別部落は少子化が進み、市全体と比較しても少子化傾向となっています。子育てに関する悩みや不安について、今回の隣保館等ニーズ調査のヒアリングにおいて、差別を受けないか心配であるという声が多く、その他には経済的な理由、親子関係、先生と子どもの関係、生活習慣、子どもの勉強、家庭学習をしないこと等、さまざまな不安や悩み事を抱えていることがわかりました。

子育てや家庭の経済力による悩みや不安を持つ保護者もいることから、日常的に相談できる体制が必要です。特にひとり親家庭では、子育てと家事を一人で担わなければならないため、家庭が抱えるさまざまな悩みや不安などの負担が軽減できるように、切れ目のない包括的な子育て支援に取り組む必要があります。

また、子どもの基本的な生活習慣の乱れは、被差別部落のみならず全市的、全国的な傾向にあり、生涯にわたる健康の保持・増進の基礎となる子どもの頃からの食生活をはじ

めとする睡眠や運動等の基本的な生活習慣の確立が大きな課題です。

さらに、若年層の就労等生活基盤の安定を図るためには、保育や子育て支援として、保護者が育児をしながら安心して就労できる環境整備が必要です。

### 【今後の取組み】

#### ①子育てに関する相談・情報提供機能の充実（保育幼稚園課、こども未来課）

妊娠・出産や子どもの発育・発達に関する不安に対して相談しやすいよう、様々な相談事業を行います。子どもの成長に応じた保健・福祉・医療等サービスに関する情報が入手しやすいよう、情報提供機能の充実を図ります。

子育てに関する不安や悩みを持つ保護者の地域の身近な子育て支援拠点である、保育所（園）や幼稚園、子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談事業や子育て支援事業に努めるとともに、相談しやすい体制づくりに取り組みます。また、子育て支援情報を的確に把握するとともに、市広報やホームページ、ケーブルテレビ、SNSなどの有効活用により、子育て支援に関する効果的な情報提供に努めます。

さらに、専門的な相談が必要な時には、県の専門機関や保健センター等関係機関との連携強化を図ります。

#### ②ひとり親家庭の自立支援（こども未来課）

ひとり親家庭の中でも特に母子家庭は、経済的にも厳しい状況にあることが多いことから、母子・父子自立支援員を配置し、ハローワーク伊賀・家庭裁判所・県等の関係機関との連携強化を図り、個々の相談に応じた情報提供、相談指導及び自立に向けた支援の充実に努めます。

特に、就労については、職業能力の向上及び求職活動への助言指導を行うとともに、ハローワーク伊賀と連携しつつ、就労支援を強化します。その他、母子寡婦福祉資金貸付事業および自立支援給付金事業の活用を行い、経済的・社会的自立の促進支援に努めます。

また、ひとり親家庭が安心して生活することができるよう、保育サービスや子育て支援の充実に努めます。

#### ③地域での子育て支援の推進（こども未来課、同和課）

少子化とともに、青年層の少ない人口構成の中で、保育所（園）や幼稚園、児童館、隣保館等を活用し、小・中学生や高齢者等との交流を図り、人権尊重の精神や社会性を育めるよう、地域が一体となって子育てを支援する取組みを進めていくよう、体制整備の仕組みをつくりまします。

また、身近な地域において、子どもの見守りや子育てのサポートができるよう、隣保館や児童館、教育集会所、民生委員・児童委員と連携を図り、相談が必要な人を把握して、相談支援、公的支援制度の情報提供、講座の開催、サークル支援、子育てボランティアの育成と地域のネットワークをつくります。

子どもの日常生活や普段の様子の中に隠れた困りごとを見つけ出し、課題解決につながられるよう、地域と隣保館や教育集会所や児童館、関係機関の連携を推進し、家庭や子どものケースにあわせた支援体制を構築していく必要があります。

#### ④人権保育の推進（保育幼稚園課）

保育所（園）、幼稚園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。このため、園児や家庭における生活課題を明らかにするための家庭訪問をはじめ保護者との関係づくりに取り組み、基本的な生活習慣を養い、人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、差別を許さない、差別に負けない子どもを育て、学力・進路保障の基底となる力の育成に向けた人権保育を全所（園）で家庭や地域と連携し行います。

また、保育の質の向上を図るため、保育士及び幼稚園教諭を対象に、人権保育の実践や保育の専門性の向上につながる研修を実施します。さらに保護者が集う場を利用し、人権保育の理念等の普及に努めます。

以上のことについて、今後「伊賀市人権保育基本方針」を策定していく予定です。

## 2) 高齢者施策の充実

### 【課 題】

被差別部落の高齢化率については、市全体同様年々高くなってきており、今後、要介護者とならないよう、介護予防を継続して行うことが必要です。伊賀市の各隣保館では、地域から寄せられる相談が、高齢者福祉や介護サービスに関する内容等が多く、高齢者施策については、早くから庁内担当課や介護サービス事業者等との連携ができていますが、さらに連携を深めて支援をする必要があり、高齢者向けの支援や介護が必要な家族がいる世帯で、介護保険サービスの必要なサービスを適切に利用できるよう、隣保館職員による訪問相談や申請手続きの支援等きめ細やかな対応が必要です。

特に市郊外では、高齢化率の高さは顕著で、青年層や壮年層が少なく、地域を支える人材が少ないことが深刻な問題となっています。支援や介護が必要な人が住み慣れた地域で生活するために必要となる、地域での見守りや支える体制づくりが困難な状況がみられます。

また、年々、相談内容も複雑・多様化しており地域の中で生活上の課題を抱えた高齢者やその家族が、相談先がわからず課題の解決が遅れ、さらに困難な状況に陥るケースもあります。このように、地域での身近な相談窓口が必要とされることから、隣保館の相談機能・見守り支援の強化を図るとともに、地域の課題を日常的に話し合い、民生委員・児童委員などの相談者や専門機関等との連携を密にし、きめ細やかで適切な対応ができるよう、協議体または、福祉に係るサービス担当者会議への隣保館職員の参加など、必要な高齢者への支援の確立が必要です。

### 【今後の取組み】

#### ① 介護予防と生きがいづくりの推進（介護高齢福祉課、同和課）

高齢者が住み慣れた地域の中で、いきいきと自立した生活を送ることができるよう、若年層から一貫した生活習慣病予防等の介護予防を推進します。また、隣保館等を利用して世代間交流や高齢者同士の交流など、介護予防と生きがいづくりを兼ねた取組みを引き続き行います。

さらに、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯で支援が必要な高齢者が、引きこもりなどで孤立することのないよう、地域全体で見守り、支援する地域福祉活動の推進を図ります。また、日常生活上の多様なニーズがある中で、地域の生活課題やニーズを把握・共有し、地域の生活課題を地域全体で支えるしくみをそれぞれの地域でつくる取組みを進めています。

#### ② 介護保険サービス等の利用促進（介護高齢福祉課、地域包括支援センター）

支援や介護が必要になった際に、高齢者や家族が介護保険サービス等を適切に利用し、住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていけるよう、関係部署・隣保館と関係機関が連携を図ります。そして、介護保険サービスや保健福祉サービスについての情報提供を行い、「経済的問題」や「世間体」、「非識字」などにより申請が難しい人の把握に努め、課題解決に向けた対応を行うなど、適切なサービス利用の促進を図ります。

また、地域包括支援センターは、地域の民生委員・児童委員や隣保館等との連携を図り、介護保険サービス等が必要な高齢者に対して訪問し説明を行うなど、きめ細やかな対応を継続して行います。

#### ③ 総合相談体制の確立（地域包括支援センター、同和課）

地域の中で生活上の課題を抱えた人が、相談先がわからず、そのために課題の解決がさらに困難な状況に陥ることのないよう、地域での身近な相談窓口としての隣保館の相談機能・見守り支援の強化を図ります。

また、伊賀市では2014(平成26)年度から、「分野を問わない福祉の総合相談窓口」

として地域包括支援センターを中心とした、福祉総合相談体制をスタートしています。行政をはじめ、社会福祉協議会や各専門機関、地域や個人のつながりなど伊賀市全体で一人ひとりの課題に対応していきます。

#### ④ 地域福祉の推進（医療福祉政策課）

地域福祉を推進するため「地域福祉計画」の考え方を住民に周知・啓発するとともに、個人や家族、地域での助け合い、支え合い活動を中心に、医療や福祉などの専門機関が連携し、必要なときに必要なサポートが提供できる地域包括ケアの体制づくりをめざします。

#### ⑤ 権利擁護の推進（介護高齢福祉課、地域包括支援センター）

認知症等により判断能力が低下しても高齢者の権利が侵害されないよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度等に関する専門的な相談対応や利用支援を行うとともに、各種制度について事業の周知や利用の促進に努めます。

### 3) 障がい者施策の充実

#### 【課 題】

障がいのある人もない人も安心して心豊かに暮らせる地域社会を推進するためには、すべての人が障がいについて理解し、認識を持つことが必要であり、障がいのある人の問題を基本的人権の問題として捉え、考えていくことが重要です。

障がい福祉サービスや必要な支援制度を適切に利用できるよう、相談や利用手続きの周知等きめ細やかな対応が必要です。

また、市営住宅において障がいのある人が生活しやすいように、住宅や周辺環境のバリアフリー化を進める必要があります。

被差別部落に対しては、一般施策（障がい福祉関連施策）の中で、隣保館等を中心に課題や相談を受けながら、自立に向けた支援を実施・展開する必要があります。

#### 【今後の取組み】

##### ① 地域における生活自立支援の推進（地域包括支援センター、障がい福祉課、同和課）

障がいのある人が住み慣れた地域において生活を継続できるよう、障害福祉サービスなどの周知徹底を行うとともに、利用支援に努めます。特にサービス利用については、「経済的問題」や「世間体」「非識字」などにより申請ができない人の把握に努め、課題解決に向けた対応を関係部署・隣保館と関係機関が連携を図りながら総合相談機能を強化します。

② 生活環境の整備（住宅課、同和課）

障がいのある人が、地域において安全に生活できるよう、隣保館等の地域内施設についてバリアフリー化に努めます。

また障がいのある人に対する住宅・住環境のバリアフリー化と住戸設備の機能向上など居住性確保を図り、だれもが生活しやすい住宅・住環境を実現していきます。

③ 総合相談体制の確立（同和課、地域包括支援センター）

・高齢者施策と同じ 37ページ再掲

④ 地域福祉の推進（医療福祉政策課）

・高齢者施策と同じ 38ページ再掲

⑤ 権利擁護の推進（障がい福祉課、地域包括支援センター）

知的障がいや精神障がいなどにより判断能力の不十分な人が権利擁護事業などを円滑に利用できるよう、権利擁護に関する相談支援の充実に取り組むとともに、事業の周知や利用の促進に努めます。

## （2）就労と収入の安定

### 【課 題】

被差別部落においては、高齢者の増加や病気などが理由で、働けない人が半数以上を占めている状況があります。

年金受給者や生活保護受給者の割合が伊賀市平均より多いため、個人収入について、低所得者階層の割合が多く格差が認められます。また、世帯総収入ではさらにその傾向が強まり、伊賀市平均との格差が広がっている状況です。

雇用環境においては、社会的な援護が必要となる人が今後も増えてくる可能性があり、生活安定をめざした就労支援や社会的な援護が必要な人に対する雇用促進が大きな課題となっています。

### 【今後の取組み】

① 部落差別を解消する社会の実現（商工労働課）

伊賀市内の企業・事業所を対象に、三重県とハローワーク伊賀との連携により、社会的に及ぼす影響が比較的大きい企業・事業所に対する、人権啓発企業訪問の取組みを継続し

ます。その中でも、部落問題解消の目的でスタートして、現在に至る公正な採用選考システムの確立に向けた公正採用選考人権啓発推進員の設置促進を図ります。

また、企業・事業所・団体が一体となって人権啓発・教育に取り組み、企業等における就職差別やハラスメント等の人権侵害等の発生を未然に防止するため、伊賀市人権学習企業等連絡会への支援を行います。

#### ② 就労支援（商工労働課、同和課）

職業相談員設置事業について、職業相談員の活用を十分図り、ハローワーク伊賀との連携を深め、就労支援体制の確立に努めます。

さらに、定期的な専門員の巡回による隣保館訪問等を通して、被差別部落の住民や周辺地域の住民を対象に、職業能力向上や必要な知識について習得できるよう、諸団体の実施する制度や事業についての情報を提供します。

#### ③ 相談体制の確立（商工労働課、同和課）

隣保館等を拠点とした若年者、中高年層、障がいのある人、ひとり親家庭等に対する雇用を促進するため、関係機関と連携し職業相談による支援を図るとともに、福祉部門等との連携による相談体制の確立を図ります。

#### ④ 低所得者福祉の充実（商工労働課、生活支援課、同和課）

低所得の状態から抜け出せない被差別部落住民が安心した生活を送れるよう、地域の民生委員や隣保館、各機関が連携しながら、雇用の確保、生活意欲の喚起、生活指導等の自立支援を進めます。

また、生活困窮者については生活困窮者自立支援制度等を活用し、経済的・社会的自立に向けた包括的・継続的な支援を行うとともに、生活保護受給者については、生活実態を十分に把握し、各種福祉施策や社会保障制度との連携を図りながら、早期自立に向けて支援します。

### （3）教育・文化の向上

#### 【課 題】

第4次計画策定のための隣保館等のニーズ調査やヒアリングから、子どもを持つ保護者の悩みや不安が多かったのは、「子どもが差別を受けないか心配」という不安、「経済的な理由で高校や大学などの高等教育を受けさせることができない」という悩み、「先生と子どもの関係が悪い」、「勉強についていけない」という悩みや「親子関

係がうまくいかない」、「生活習慣が身についていない」などの家庭環境についての悩みであり、保護者の約44%の人が悩みや不安を持っています。

こうした悩みや不安に対して、隣保館・教育集会所、保育所（園）、幼稚園、小中学校、地域、家庭が連携し、子どもたちの成長を見守り、基本的生活習慣の確立や基礎学力の向上と差別に負けない、差別を許さない仲間づくりを育む環境づくりが必要です。

同和奨学金については、教育格差の是正を図るために就学・進学を保障することを目的としていますが、子どもをめぐる貧困は、今や全市的な大きな課題であるため、同和奨学金制度の見直し、拡充が必要であり、制度の趣旨をしっかりと周知することが重要です。また同和奨学金制度は、被差別部落において部落差別の解消に向け、主体的に活動できる人材を育成することを理念として実施してきましたが、この理念に基づく人材育成は伊賀市が全市的に取り組むべき課題であり、奨学生が将来様々な人権問題に取り組んでくれる人材となるような制度としていくことが必要です。

さらに、厳しい部落差別によって、文字をはじめとする活字文化や文化的な生活を送れなかった人たちにとっては、隣保館・教育集会所が文字や生活を取り戻す活動の場であり、様々な教養文化を高めることができるものとして期待を寄せられています。今後も引き続き隣保館・教育集会所での学習講座や文化教室、識字学級など、地域の実情に沿った、だれもが生きがいを持てる機会をつくる取組みが必要です。

#### 【今後の取組み】

##### ① 就学前教育の推進（保育幼稚園課、学校教育課）

就学前保育・教育の実施には、各年齢の発達段階に応じた子どもの活動や保護者会活動が活発に行える集団が必要なことから、就学前の子どもの集団活動を保障します。また、保育所（園）や幼稚園から小学校へ円滑に移行できるように、保育所（園）・幼稚園と小学校の連携体制を充実します。

さらに、保育所（園）・幼稚園と小学校の連携による研修会の開催など、相互の連携強化を図ります。

##### ② 人権・部落問題学習の推進（保育幼稚園課、学校教育課）

部落差別が現存するという認識のもと、差別を許さない、差別を残さない子どもの育成に努めます。保育所（園）の人権保育の取組みは、地域の実情を踏まえ、一人ひとりの人権が大切にされ子どもの「生きる力」を育み、人権尊重を基盤とした保育実践を展開していきます。

各学校・幼稚園では、人権・同和教育の充実を図るため発達段階を踏まえた系統的な

学びを提供し、「伊賀市人権同和教育基本方針」に基づき、授業での実践、差別を許さない仲間づくり、授業公開などを通じて、部落問題学習の取組みを進めます。

### ③ 基礎学力の向上（学校教育課）

基礎学力の向上を図るために児童・生徒一人ひとりの学力実態の的確な把握や指導方法の改善に努め、個々に応じた指導を行うとともに、保護者等と連携して家庭学習が習慣化するように取り組みます。

また、教職員の指導力向上のための研修会などの提供や積極的な参加の促進により、児童・生徒に基礎・基本の学力の徹底を図ります。

さらに、地域の実情に応じて、生活困窮世帯等における学習支援の推進や、家庭での学習が困難な小中学生を対象に、地域の教育力を活用して地域未来塾を推進し、学習機会の提供に努めます。

### ④ 進路選択の支援（学校教育課）

進路指導にあたっては、子どもたちが将来の生き方を真剣に考え、自己実現のための能力や態度を身につけられるよう、指導や支援に努めます。特に、子どもたちが正しい労働観や職業観を身につけ、それぞれの能力や適性を十分生かせるよう、継続的な進路指導に努めます。

子どもたちが安心して進路選択できるよう、家庭と連携を密にし、進路等相談窓口を中心に、きめ細かな相談・助言に努めます。また、同和奨学金制度を十分活用できるよう周知徹底を図ります。

### ⑤ 生涯学習（生涯学習課）

部落差別における被差別の結果による課題として、より文化的な知識習得や経験の場が必要です。地域住民の学習意欲が向上するための関わりが隣保館・教育集会所に求められています。地域住民が学習意欲を高め、豊かな知識や文化が向上する学びの場としての環境づくりと学習機会を充実させる必要があります。また、生涯学習として部落差別をはじめとする個別の人権課題について学べる拠点として、学習資料や学習機会の充実を図ります。

## （４）隣保館等の活動の活性化

### 【課 題】

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれた

コミュニティセンターです。主たる事業として、生活上の各種相談や人権課題の解決のため各種事業を総合的に実施していますが、高齢化に伴い、教室に参加する人の利用率が低い状況にある隣保館もあります。一方で、交流の場として、あるいは相談や人権学習の場として、より一層の隣保館活動についての周知が必要です。

児童館では、児童に健全な遊びを提供することにより健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者会、子ども会等の地域組織活動の育成を図る等、児童の健全育成に関する総合的な事業を行う必要があります。

人間関係の希薄化によるコミュニケーションの不足が要因のひとつと考えられますが、現在の社会環境の大きな変化により、子育てに悩む保護者が増えており、放課後事業の充実、子育て家庭への支援や相談体制の充実を図ることが最も重要な課題です。

地域住民の高齢化、単身世帯の増加や核家族化が進んでいる中で、今後、隣保館、児童館並びに教育集会所では、子育て、教育、地域内のコミュニティづくり、生活上の総合相談事業や部落差別をはじめとする人権課題の解決に向けて、周辺地域も含め、住民ニーズに合った各種事業を実施するなど、保健・福祉や教育等の総合的な拠点として機能強化を図ることが必要です。

#### 【今後の取組み】

##### ① 隣保館（同和課）

隣保館では、依然として部落差別が絶えない中、地域住民が安心して生活が送れるように各種相談事業を継続・充実し、ひとり暮らし高齢者や高齢世帯、障がいのある人などに対し地域福祉事業により住民のニーズに応じたきめ細やかな自立支援が図れるよう連携強化に努めます。

隣保館は、人権啓発の拠点であり、地域住民の主体的な活動ができる拠点です。だれもが集える居場所の提供と周辺地域を交えた地域交流事業なども積極的に行います。

##### ② 児童館（同和課）

児童館については、子どもたちに居場所の提供を行い、放課後における児童の活動の拠点として広く仲間づくりの輪を広げるところであり、他地域の子ども会との交流や隣保館事業との連携を図り、世代間ふれあい交流事業などを推進します。

隣保館等ニーズ調査から、子育ての不安や悩みを持つ保護者が、43.9%います。児童館職員は、児童館を利用する児童の様子から、児童の背景に潜む生活課題を見つけ出し、児童を通して保護者とのつながりや信頼を得ながら、課題解決のために適切な支援機関につなぎ、必要な支援サービスが受けられるように取り組みます。

また、保護者同士の交流拠点として、あるいは保護者の学習の場として気軽に集え

る場の提供を図り、子どもを育てやすい環境づくりを進めます。

### ③ 教育集会所（同和課、生涯学習課）

教育集会所では、部落差別に対する正しい理解と認識を養うため、教室・講座・講演会等を開催するとともに、地域のニーズや実態に応じた事業を推進します。

また、部落差別の解消（同和問題の解決）に向けて自主的・組織的に活動できるよう、当事者関係団体との連携と、これからの人権啓発のリーダー育成を図るとともに、周辺地域との交流を深めるための事業を実施し、お互いの人権が尊重される人権文化が根付いた地域づくりに努めます。

児童・生徒に対しては、主体的に行動し自己実現できる子ども達の育成をめざして、学力・進路保障の取組みと部落差別に対する認識を深めるための学習会を実施します。

教育集会所では、就学前の子どもから小・中学生、高校生を含めた地域住民の人権・同和教育の活動拠点として重要な役割を果たしており、部落差別の解消（同和問題の解決）に向けた取組みを進めることが必要です。

また、部落差別により学習や教育の機会が保障されなかった人が文字や生活体験を取り戻し、生活文化を高めていく「識字学級」では、取り戻した文字や文化を、生活や就労につなげる「機能的識字」に力を入れ、生活の向上と、貧困や低学力傾向等を生み出す世代間連鎖を断ち切る取組みをします。

### ④ 住民の自主活動への支援（同和課）

住民一人ひとりが住み慣れた地域で差別や偏見のない、人間らしく心豊かに暮らすことができるようなまちづくりをめざします。そのためには、住民の意志が施策に反映されることが重要であり、地域・団体との連携・協力を図っていくことが必要です。周辺地域を含め住民が主体となり、それぞれの立場で互いに協働し、「まちづくり」を進めていくことが求められていることから、隣保館等を拠点として活動する各種団体等の支援を行います。

### ⑤ 隣保館等の相談機能の強化（同和課）

部落差別解消推進法に記載された、相談機能の充実を実現するために、具体的な困りごとや悩みごとについて、解決に向けた取組みを継続し、充実、強化させます。そのために、隣保館職員の能力向上に向けて取り組み、時間がかかっても、困りごとや悩みごとを解消した実績を積み上げ、相談者や利用者からの信頼を重ねる中で、部落差別をはじめとした、人権侵害の相談についても、相談者の権利擁護や回復、加差別者に対しても、粘り強い対話をすることで、部落差別の解消に向けた啓発や教育にも、

貢献していきます。

1) 支援方策について

相談者から隣保館に寄せられる生活上の悩みは複合的なものが多く、その問題解決に向け、相談者からの聞き取りを基に支援方針を検討し、職員が相談者に寄り添いながら継続的に自立支援の取組みを実施していきます。

2) 専門性の強化について

隣保館が地域で果たす役割を重視し、目まぐるしく変化する社会情勢と生活困難や差別の実態に対応するため、スキルアップ研修の実施などにより、相談員をはじめ隣保館職員の専門性を強化します。

3) 丸ごと受け止める総合相談について

近年、経済・社会環境の変化により、就労や保育、経済、福祉、住居、家族関係、市民生活における困りごと多様化の一途を辿っています。多くの相談活動の現場で、「自分が何に困っているのかさえわからない」という、複雑な課題を抱えた相談者が相談機関を訪れています。複雑な課題を有する相談者を丸ごと受け止め、課題を整理し、関係機関などと連携しながら一つ一つの課題をともに解決していく「総合相談」の役割がより重要となります。勇気を振り絞って相談への第一歩を踏み出した相談者が、まずは安心して自身の困難を打ち明けることができる環境づくりと、その背景に潜む差別や人権侵害を見逃さない相談活動が求められます。

4) 問題解決ネットワークの活用について

受け止めた相談を、適切な機関と連携して解決するためのネットワークが重要です。行政機関、福祉関連機関、NPOや当事者団体、課題を乗り越えてきた人々によるピアカウンセリングなど、社会資源を動員し、問題解決に向けたネットワークを構築します。

5) アウトリーチ活動

行政機関はもとより、近隣住民や福祉機関、学校、保育所（園）等さまざまなネットワークを駆使し、困難の予兆発見とアウトリーチ活動を行うことが重要です。相談活動により築かれたネットワークを活用し、住民に現れる困難の予兆を発見する取組みを重視した相談活動を展開します。

6) 相談員の能力向上について

相談活動の重要性と相談機能の充実が求められる中において、これらを支える現場の相談員の相談を受け止める力の向上とその支援策を充実させることが重要です。傾聴、守秘義務、相談記録の作成などの基本的事項とともに、ネットワークの共有、経験交流などにより、相談員の人材育成を継続的に行う仕組みづくりを行います。



隣保館で行われる地区学習会の様子

## 【SDGsのゴール（目標）】



## 4 部落差別の現状把握と分析

## (1) 定期的な市民意識調査の実施

## 【課題】

本計画の策定にあたり、部落差別に関する市民意識を把握するため、2020(令和2)年11月27日～12月23日で、無記名によるアンケート回答を郵送により回収する方法で実施された、「人権問題に関する市民意識調査」の結果を活用しました。

今後、計画の推進に際して、取組みの効果測定や評価などに活用するため、定期的な市民意識調査を実施することが必要です。

## 【今後の取組み】（同和課）

計画の見直しに際しては、分野ごとに部落差別に関する市民の意識の変化などを把握し、部落差別を解消するための啓発・教育事業の評価などに活用するため、意識調査を実施します。

## (2) 被差別部落住民の生活実態の把握

## 【課題】

本計画の策定にあたって、前回調査では、被差別部落住民に対する生活実態調査を実施していましたが、部落差別解消推進法に明記された相談体制の充実と、部落差別の実態に係る調査から、隣保館等利用者のニーズ調査を実施し、総合的な相談業務を充実させることと、協力していただける方には、部落差別の実態についてのヒアリング調査を実施し、部落差別がある限り、継続した取組みが必要であり、今後は部落差別を解消するための啓発や教育に力を入れて取り組む必要があることが、改めて示された結果となりました。

ヒアリング調査からも、残念ながら部落差別は根絶されていない現状です。2016

(平成28)年に、国の法律が成立した背景に、匿名性の高いインターネット上などでは、被差別部落を晒すような差別行為や、部落差別を助長し、煽るような書き込みや、卑劣な投稿が後を絶たない状況です。

部落差別は、被差別当事者(少数側)が解消すべき問題ではなく、部落差別をする側(多数側)が、自らの考えや振る舞いによって生じさせる問題であると捉え直す必要があります。したがって、同和問題を避けるのではなく、どのような時も部落差別をしない、許さない行動をすることが、部落差別解消への第一歩であるとの認識を広めることが重要です。

#### 【今後の取組み】(同和課)

被差別当事者の声や差別の実態を聞き取るために、定期的な市民意識調査を実施することにより、その調査結果を科学的・統計的に分析し、必要な施策を次期計画に反映します。

隣保館等では、行政手続きや・各種福祉サービスについての支援、子育てから就学・教育全般・進路・就職等の各種相談を行っていますが、さらに相談しやすい環境づくりに取り組めます。

隣保館等で実施している相談事業の蓄積が、これからは、必要な人に必要な行政・福祉サービスを届ける、届くという、伊賀市全体のセーフティネットのモデルとなると考えます。各種相談を通じて、地域住民のニーズを把握・整理し、施策の展開に活用していきます。



隣保館福祉交流会の様子

### (3) 差別事象の把握

#### 【課題】

今回の隣保館等ニーズ調査のヒアリング等から、マイクロアグレッションの体験や、直接部落差別を受けたり、部落差別の現場に遭遇したりするなどの体験をしており、差別への対処方法については、「だれにも相談しなかった」ケースが多い現状です。また、部落差別の事象についても、行政に報告されるケースは極めて少なく、行政が把握した差別事象はまさに氷山の一角で、正確な実態を把握できていないのが現状です。いかに多くの実態を把握できるかが課題となっています。

インターネットによる差別事象は、インターネット掲示板によるものからSNSへと移行しており、また一定期間経過すると自動的に削除されるものもあり、人権侵害の把握が難しくなりつつあります。一方で、2022(令和4)年10月施行の「プロバイダ責任制限法」の改正により、書き込みを行った者を特定するための手続きが簡略化されました。しかし、インターネットを通じた人権侵害への救済制度や罰則については、法制度の実現が望まれます。

動画共有サービスYouTubeは、同和地区の所在地を適示する動画について、サービスを運営するGoogleは、「ヘイトスピーチに関するポリシー（指針）に違反する。」という理由で約200本の動画を削除しました。

#### 【今後の取組み】

部落差別をなくすため、効果的な事業を推進していくためには、実際に被差別部落で起きている差別の現状をできる限り、正確に把握する必要があります。

結婚や就職をはじめ、職場や日常生活等のさまざまな場で部落差別に直面したときに住民が通報や相談を行えるように、行政が地域住民との信頼関係の構築に努め、隣保館をはじめ関係機関とも連携し、相談体制の整備・充実に努めるとともに、多方面にわたり地域における人権相談のネットワーク化を進めます。

また、インターネット上の差別書き込みについては、県や法務局、関係機関と連携・協力して、掲示板管理者等への削除依頼や定期的なモニタリングを行うほか、新たな事例に対応するための調査研究に取り組みます。

## 5 第4次計画期間中の指標・目標値について

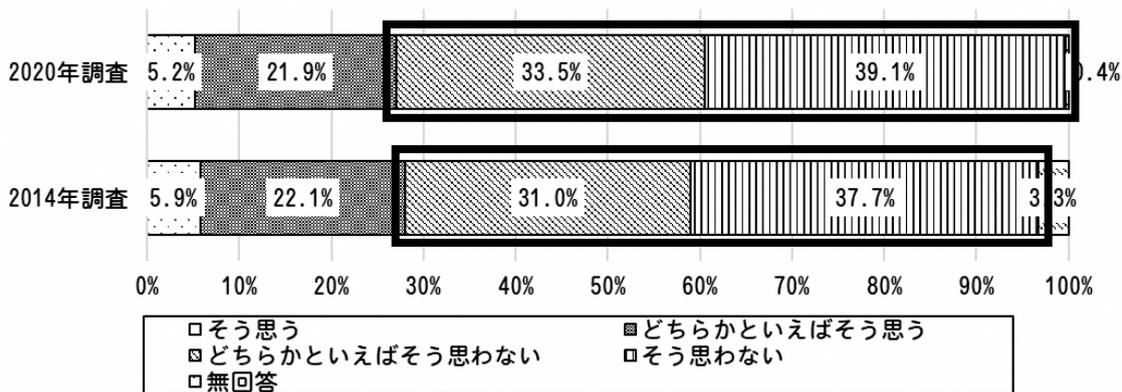
第4次計画の基本目標である「部落差別を解消し、明るく住みよい共生社会の実現」の達成度を客観的に評価するため、「人権問題に関する伊賀市民意識調査」の中から、最重点評価指標を設定し、計画終了時に達成すべき数値目標と、その実現に関連する基本施策を以下に示します。

### 最重点評価指標

差別解消への取組みは自分事だと考える  
人の割合を増やす

達成目標値  
100%

<問> 部落差別はいけないことだが、私とは関係のない話である



(出典：人権問題に関する伊賀市民意識調査 2020年度)

「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた結果が72.6%と7割以上になっています。この5年間大きな変化が見られなかった結果から、本計画期間は、「差別を解消するのは被差別当事者ではなく、差別に無関心な人も含めて、差別する側（加差別側＝マジョリティ側の差別をなくすという意識の変革）が差別をなくす当事者になる」ということを社会通念にする必要があります。

市民全員に差別解消の主体者としての意識を持ってもらうことが本計画のねらいであるため、この設問の場合、「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」と答える人が100%となることを達成目標にします。

### 目標達成に向けて

本計画の基本施策「部落差別解消のための啓発・教育の推進」を通じて、市民全員に差別をなくす当事者としての自覚を促す機会を提供します。

## 第5章 計画の推進



隣保館で開催される人権イベントの様子

# 1 計画の推進体制

## ① 庁内推進体制

### (1) 推進会議

この計画の施策の推進にあたっては、「同和施策推進会議」を活用し、施策の進捗状況の把握と評価を行うなど、計画的な推進に努めます。

### (2) 作業部会

推進計画の進捗状況を鑑みて、必要に応じ、庁内に作業部会を置き生活課題等の解決に向けた考察を行います。

## ② 伊賀市同和施策審議会による評価

施策の進捗状況については、「伊賀市同和施策審議会」に毎年報告し、実施状況の評価や今後の施策のあり方についての意見を求めます。

## ③ 関係機関・団体との連携

人権啓発や人権相談、人材育成に取り組んできた市内の人権同和教育研究団体や部落解放団体、人権擁護委員協議会等の各種関係機関と今後も連携を図り、部落差別の解消（同和問題の解決）に向けて取り組みます。

## ④ 国・県との連携

同和問題の早期解決を図るため、一般施策で効率的、効果的に実施できるものについて、法的措置や行財政的措置を講じられるよう、国や県と連携して取り組みます。

### 三重県との連携について

部落差別の撤廃に向け、包括的な差別禁止法と効果的な人権侵害被害者救済制度の確立を国に求めることが重要です。インターネット上での差別や誹謗中傷等の行為が後を絶たないことから、差別に関するモニタリングや法務局への削除要請また、差別解消に向けた法制度の強化、改正の要請など、伊賀市単独ではなく全市町で取り組むべき課題などについて、国や県と連携して進めます。